

継続事業にメリット制が適用されるのは、次のどちらかに当てはまる場合です。

- ・連続して3年、100人以上の労働者を使用する場合
- ・連続して3年、下表の人数の労働者を使用する場合

分類	事業の種類	労働者数
林業	林業	20人以上
漁業	海面漁業（定置網漁業、海面魚類養殖業も含む）	20人以上
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業、ドロマイト鉱業も含む）、 石炭鉱業、採石業、その他の鉱業	20人以上
	原油鉱業、天然ガス鉱業	72人以上
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業、道路新設事業、鉄道新設事業、 軌道新設事業、その他の建設事業	20人以上
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	29人以上
	舗装工事業、既設建築物設備工事業、機械装置の組み立て・据付けの事業	31人以上
製造業	その他の窯業、土石製品製造業、船舶製造業、船舶修理業	20人以上
	木材または木製品製造業、鋳物業	24人以上
	陶磁器製品製造業	25人以上
	コンクリート製造業、金属製品製造業または金属化工業（洋食器、刃物、手工 具または一般金物製造業およびめっき業を除く）	31人以上
	洋食器、刃物、手工具または一般金物製造業（めっき業を除く）	50人以上
	金属材料品製造業（鋳物業を除く）、めっき業	53人以上
	その他の製造業	57人以上
	食料品製造業（たばこ等製造業を除く）、パルプまたは紙製造業、 ガラスまたはセメント製造業、金属精錬業（非鉄金属精錬業も含む）	61人以上
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造製造 または修理業および計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	66人以上
	たばこ等製造業、化学工業	72人以上
	輸送用機械器具製造業（船舶製造または修理業を除く）	79人以上
	繊維工業または繊維製品製造業、貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	87人以上
	印刷または製本業	98人以上
	電気機械器具製造業、計量器、光学機械、 時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	100人以上
運輸業	港湾荷役業	20人以上
	貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）、港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	34人以上
	交通運輸事業	87人以上
	電気、ガス、水道または熱供給の事業	100人以上
その他の事業	清掃、火葬またはと畜の事業	34人以上
	農業または海面漁業以外の漁業	37人以上
	倉庫業、警備業、消毒または害虫駆除の事業またはゴルフ場の事業	66人以上
	ビルメンテナンス業	72人以上
	卸売業、小売業、飲食店または宿泊業	98人以上
	通信業、放送業、新聞業、出版業、金融業、保険業、不動産業、 その他の各種事業	100人以上